

令和4年度保険料率について

(1) 平均保険料率

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がなく、また、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明である中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和4年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

(2) 保険料率の変更時期

≪現状・課題≫

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和4年度保険料率の変更時期について、令和4年4月納付分（3月分）からでよいか。

(3) これまでの議論の経緯

令和3年度第3回埼玉支部評議会（令和3年10月29日開催）における意見

① 平均保険料率について

【評議会意見】

- 埼玉支部としては、平均保険料率10.0%を維持すべきという意見である。*^{※1}

※1) 上記意見については、令和3年度保険料率に関する支部意見^{※2}において、**平均保険料率10.0%を維持しつつ、準備金の活用も視野に入れ、将来に備えて加入者の健康づくり等をしっかり進めていくべきという意見を踏襲するものである。**

※2) 令和3年度保険料率に関する埼玉支部の意見（参考）

- ・ コロナ禍の中、経済の見通しが立たず近い将来には準備金を取り崩していくような状況があることを踏まえると、中長期的に安定的に保険財政を維持していくためには、平均保険料率は維持すべきである。
- ・ 生活習慣病予防健診の項目追加等により、加入者の健康増進を図ることで医療費の適正化につながり、結果的に保険料率の軽減も期待できるのではないか。
- ・ 余剰の準備金について、保険料率の軽減や加入者への還元に充ててほしいところだがその他にもジェネリック医薬品使用促進や健康づくりに係る啓発活動に充てるなど、有効的な活用を図るべきではないか。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 65歳以上になると急激に医療費がかかるようになるが、今の65歳以上は昔よりも活動的である。今後はそういった現状も見ていくべきではないか。
- 経済的な成長が落ち込みがちである現状を踏まえて、コンサバに見て平均保険料率10.0%を維持すべきである。

② 保険料率の変更時期について

【評議会意見】

- 事務処理手続き上、4月納付分からが慣例となっていること、混乱、事務処理ミス防止の観点からも、これまで通り4月納付分からで異論ない。

医療分の令和4年度平均保険料率について

(4) 47支部の評議会において出された意見の提出状況

令和3年10月に開催した各支部の評議会での意見について、協会は、

- 医療費の伸びが賃金を上回る赤字構造や、今後、団塊の世代が全て後期高齢者となる 2025 年度以降も 後期高齢者支援金が増大していくなど、楽観視できない現実がある中、できる限り平均保険料率10 %を超えないようにということを基本に考えている。
- 協会の財政について、「大きな変動が限り、中長期に考えていきたい」というスタンスを変えていない。

以上のことについて、評議会で説明した上での意見の提出状況以下のとおり。

意見書の提出なし	2 支部 (6 支部)	※ () は去年の支部数
意見書の提出あり	4 5 支部 (4 1 支部)	
① 平均保険料率 1 0 %を維持するべきという支部	3 1 支部 (3 1 支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	1 0 支部 (5 支部)	
③ 引き下げるべきという支部	4 支部 (2 支部)	
④ その他 (平均保険料率に対しての明確な意見なし)	0 支部 (3 支部)	

※保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

(5) 運営委員会における意見

運営委員会における意見においても、未だ新型コロナの影響による不透明な経済状況の中で平均保険料率を10%に据え置くことは事業主や従業員の理解を得ることは難しいとの意見もあったが、一方で協会けんぽの財政状況は赤字構造が続き、今後、コロナ感染の再拡大や大規模災害がないとは言えず、将来的にも不安定な状況が続くことを踏まえ、令和4年度の平均保険料率を10%とすることはやむを得ないとして賛成する委員が大勢を占めていた。

なお、準備金の残高がかなり積みあがっていることから、加入者への還元策としての更なる保健事業の充実など検討すべきという意見が複数の委員から出されていた。

(6) 運営委員会（令和3年11月26日開催） 本部 中島企画担当理事発言（抜粋）

準備金の在り方について

「（略）そして多くの意見、また、評議会の皆様方からの意見でございます。いわゆる準備金がかかなり積みあがってきていることを念頭に目に見える形で被保険者の健康づくりに活用するような事業の充実というものが考えられないかということについては、先般の運営委員会でもご意見をいただきましたところでございますので、現在、本部において、いくつかのメニューというのを考えさせていただいているところでございます。ある程度の項目が整理された段階でこの運営委員会においてもご報告し、また、ご意見を賜るような機会ができればと考えておりますので宜しくお願いいたします。」

(7) 協会としての対応（結論）

- 令和4年度平均保険料率については、10%を維持する。
- 保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）からとする。

1. 趣旨

- 9月16日及び11月26日の運営委員会でいただいたご意見を踏まえ、
 - ・ 戦略的保険者機能の一層の強化の必要性
 - ・ 加入者・事業主の目に見える形での保健事業の充実の必要性といった観点から検討を進めることとする。

2. 検討内容

- 現在の保険者機能強化アクションプラン（第5期）では、保健事業の基本となる「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」の3本柱を着実に実施する。
その上で、まずは4年度からLDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施。さらに、支部保険者機能強化予算を活用した喫煙対策、メンタルヘルス等の保健事業も推進しつつ、令和5年度にパイロット事業を実施し、保険者機能強化アクションプラン（第6期）（6年度～8年度）に向けて以下を検討する。
 - （1）重症化予防対策の充実（6年度から実施）
 - ・ 被扶養者を対象とした、高血圧等に係る未治療者への受診勧奨の実施
 - （2）支部主導の保健事業の実施（6年度から実施）
 - ・ 喫煙、メンタルヘルス等に着目した新たなポピュレーションアプローチ等、支部ごとの独自性を生かした支部主導の保健事業の実施
 - （3）健診・保健指導の充実・強化（6年度以降に実施）
 - ・ 健診等実施率の向上を図るための具体的方策を検討（利用者負担額の軽減を含めて検討）※ 健診内容の充実については、国における特定健康診査等基本指針の見直しの動向（令和4年度中に取りまとめ）を踏まえることとする。

協会けんぽの収支見込（医療分）について

令和4年度協会けんぽの収支見込みについては、平均保険料率を10%と設定した上で、政府予算案（診療報酬改定等）を踏まえて算出した結果、単年度収支差は4,600億円、令和4年度末時点の準備金残高は4兆8,500億円が見込まれます。

【収入について】

収入について、収入総額は令和3年度（決算見込み）からほぼ横ばいとなる見込みです。これは、政府予算案を踏まえると、被用者保険の適用拡大の影響によって、短時間労働の公務員が協会けんぽから共済組合への適用となる（被保険者数が減少する）影響等によって、保険料収入がほぼ横ばいとなることによるものです。

【支出について】

支出について、支出総額は令和3年度（決算見込み）から800億円減少する見込みです。これは、主に、令和2年度に拠出した拠出金等が精算されたことによって発生した戻り分（マイナス精算）の影響によって一時的に拠出金等が減少すること等によるものです。

【協会けんぽの収支見込（医療分）】

（単位：億円）

		R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	備考
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	
収入	保険料収入	94,618	99,375	99,369	H24-R3年度保険料率： 10.00% R4年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,739	12,461	12,454	
	その他	293	275	266	
	計	107,650	112,110	112,090	
支出	保険給付費	61,870	66,623	67,304	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 拠出金等対前年度比 + 1 ▲ 806 } ▲ 806 ▲ 0 </div>
	前期高齢者納付金	15,302	15,541	15,542	
	後期高齢者支援金	21,320	21,596	20,790	
	退職者給付拠出金	1	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	2,974	4,582	3,868	
	計	101,467	108,343	107,505	
単年度収支差		6,183	3,768	4,585	○R4年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R4年度均衡保険料率： 9.54%
準備金残高		40,103	43,870	48,456	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護分の令和4年度支部保険料率（見込み）について

- 介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の金額を総報酬額で除したものを基準として算出することになります。令和4年度の介護納付金の金額や令和3年度末に見込まれる剰余金等を踏まえると、令和4年度の介護保険料率は、令和3年度の介護保険料率1.80%よりも0.16%減少※し、**1.64%**となります。
- なお、介護納付金については、令和4年度は1兆480億円の見込みであり、令和3年度から189億円増加する見込みです。これは、前々年度の介護納付金を精算した際の戻り額（令和2年度に納付した介護納付金について、実績に基づいて精算された際に発生する協会けんぽへの返還額：約1,400億円）の影響により介護納付金を減少させる要素があるものの、介護給付費の増加等により増加したことによるものです。

※ 介護保険料率の減少は、令和3年度設定時には、令和2年度末に見込まれた不足分（保険料の特例納付猶予等の影響によって466億円の不足が見込まれていた。）の影響による料率が加算されていたが、今回（令和4年度介護保険料率設定時）は、令和3年度末には不足分解消される見込みであること等によるもの。

【介護保険料率の算出方法について】

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者（40～64歳）の総報酬額の見込み}}$$

〔参考〕健康保険法第160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

【介護保険料率の推移について】

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3	R4
介護保険料率 (全国一律)	1.13 %	1.19 %	1.50 %	1.51 %	1.55 %	1.55 %	1.72 %	1.58 %	1.58 %	1.65 %	1.57 %	1.73 %	1.79 %	1.80 %	1.64 %
前年からの増減		0.06 %	0.31 %	0.01 %	0.04 %	0.00 %	0.17 %	▲0.14 %	0.00 %	0.07 %	▲0.08 %	0.16 %	0.06 %	0.01 %	▲0.16 %

【協会けんぽの収支見込（介護分）】

（単位：億円）

		R2（2020）年度	R3（2021）年度	R4（2022）年度	備考
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	
収入	保険料収入	10,379	11,002	10,229	R2年度保険料率： 1.79%
	国庫補助等	-	-	1	R3年度保険料率： 1.80%
	その他	-	-	-	R4年度保険料率： 1.64%
	計	10,379	11,002	10,229	
支出	介護納付金	10,303	10,291	10,480	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 納付金対前年度比 ⇒ + 189 </div>
	その他	21	55	-	
	計	10,324	10,345	10,480	
単年度収支差		55	656	▲ 250	
準備金残高		▲ 430	227	▲ 24	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。